

## 三重県工業研究所公的研究費不正防止計画

令和3年3月12日策定

令和6年3月5日改正

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（令和3年2月1日改正））に基づき、具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を下記のとおり定める。

今後、この計画に基づいて公的研究費（競争的研究費等）の不正防止に取り組み、実施状況を検証しながら、不正を発生させる要因の把握と対応策の検討を進めて行くこととする。

### 記

#### 1 工業研究所内の責任体系の明確化

所長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、防止計画推進部署、内部監査の体系を整備し、責任を明確にする。

#### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

（1）研究活動上の不正行為防止に関する規程等を整備し、適正な運営・管理に努める。

（2）競争的研究資金事務処理マニュアルに基づき、適切な運用に努める。

（3）公的研究費の使用に関する行動規範に基づき、適正な業務遂行に努める。

#### 3 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

（1）防止計画推進部署は、職員に対するコンプライアンス教育等を実施し、不正防止に向けた意識の醸成を図る。教育内容は効果的で実効性のあるものを設定し、受講状況及び理解度について把握するものとする。また、定期的に見直しを行う。

（2）防止計画推進部署は、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

（3）防止計画推進部署は、監査委員等と連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

（4）防止計画推進部署は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、工業研究所全体の状況を体系的に整理し評価する。

（5）不正防止計画の策定にあたっては、上記（4）で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

#### 4 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の運営管理体制等について、工業研究所のホームページに掲載し工業研究所内外に周知しその浸透に努める。

#### 5 モニタリングのあり方

(1) コンプライアンス推進責任者は、研究費の支出状況等のモニタリングを実施し、不正防止の監視体制の維持・改善に努める。

(2) 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけ、最高管理責任者が企画調整課の経理部署、企画部署から各1名以上を内部監査員として任命する。ただし、内部監査員は内部監査対象研究課題の担当職員を除くものとする。

(3) 内部監査部門は、年に1回、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。

(4) 内部監査部門は防止計画推進部署との連携を強化し、実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(5) 内部監査の実施に当たっては、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（県の監査事務局および出納局等の行政事務経験者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。

(6) 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監査委員等との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

(7) 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、工業研究所全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。